

都立学校経営企画室支援員の主な勤務条件

令和7年4月1日改定

事項	内容
身分等	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員
任用期間	令和7年11月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用後に条件付採用期間あり。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	都立高等学校・都立中等教育学校・都立中学校・都立小学校・都立特別支援学校
勤務日数	年80日 ※ 各月の勤務日数は11日以上とし、各月の勤務割振りについては、配置先の所属長が決定します。
勤務時間	1日7時間45分(休憩時間を除く。) ※ 就業時間等は配置先により異なりますが、おおむね午前8時30分から午後5時までの勤務となります。 ※ 配置先(定時制課程を設置する高等学校等)により、週1回程度、いわゆる遅番勤務(1~3時間程度勤務時間を遅らせた勤務形態)を割り当てられる場合があります。
休暇等	年次有給休暇を付与する(11月1日付採用の場合は、5日)。 (有給) 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇(※) (無給) 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇(※)、子育て部分休暇(※)、生理休暇、短期の介護休暇(※)、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 (※) 一定の要件を満たす場合
報酬	201,600円(月額) ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当の支給あり。
通勤費	第二種報酬(通勤費相当分、上限150,000円/月)を支給する。
公務災害補償	東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年東京都条例第114号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。
社会保険等	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところにより、それぞれの保険に加入する。 勤務形態により、互助組合に加入する(会費の徴収有)。